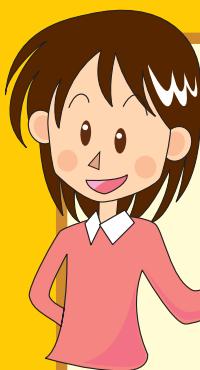


# 知ってて安心! 消費生活豆知識



こんなときは

1 携帯電話による不当請求

2 はがきによる架空請求

3 点検商法



4 教育サービス商法



5 資格商法

6 マルチ商法



7 クーリング・オフ

8 悪質商法撃退のポイント



9 どこに相談したらいいの?

# 1

## 携帯電話による不当請求

1ヶ月完全無料（お試しキャンペーン）と書いてあった携帯電話の広告メールを見て出会い系サイトを利用したら、入会金5万円を請求された。画面を見直してみるとかなり後方の画面に利用規約が見つかり、有料と分かった。どうしたらよいか？



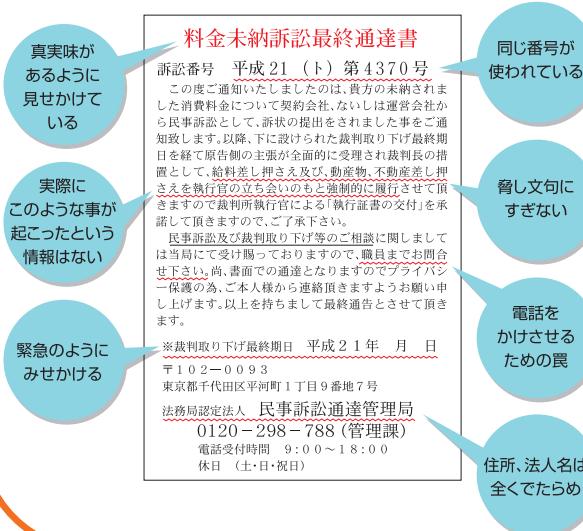
### アドバイス

- 広告メールで「無料」を強調しておいて、アクセスしたときに登録料や利用料を請求してくる手口です。
- 利用していないければ支払わず無視しましょう。
- こちらからは一切連絡は取らないでおきましょう。

# 2

## はがきによる架空請求

突然身に覚えのない「料金未納訴訟最終通達書」と書かれたはがきが届いた。支払わなかったら「自宅に回収に行く」「裁判所から通知が行く」と書いてあるがどうしたらよいか？



### アドバイス

- 相手は手当たり次第に送ってきてているだけです。連絡を取らずに無視しましょう。
- 債権者以外で債権回収ができるのは弁護士と法務大臣が許可した債権回収業者のみです。
- 突然、はがきや封書を送ってきて請求しようとする業者は架空請求と疑いましょう。

\*大手消費者金融業者を騙ったヤミ金業者による融資の保証金詐欺が発生しています。

被害に遭われたら、早めに最寄りの警察署に被害届を出しましょう。

# 3

## 点検商法

「無料」「タダ」という言葉で喜ばせ…

「無料点検をする」と言って訪れたセールスマンが床下を点検。「湿気がひどく、このままだと柱が腐る。今ならサービスで安くできる」と言うため、床下に換気扇の取り付け工事を100万円で契約してしまった。後でよく調べたら大変高額だったので契約をやめたい。

今すぐ  
工事しないと  
大変なことに  
なりますよ！



### アドバイス

●床下や屋根などを「無料で点検」と言いながら点検後「大変危険な状態」などと言って不安にさせ耐震工事やリフォーム工事(床下・屋根・壁など)の契約をせまり、法外な料金を請求します。

地域限定で点検しているなどと公的機関の派遣であるように思われる業者もいます。

※訪問販売で契約している場合は、8日以内なら無条件で解約できます。  
(⑦参照)

# 4

## 教育サービス商法

「志望校は確実!」と言われ…

「大学受験対策に優れた指導法である」「子どもを絶対希望校に入れてやる、やめたいときにやめられる」と言われ学習塾の契約をした。1ヶ月通ったが子どもがやめたいというので解約を申し出たが、教材は解約できないと断られた。

学習塾の解約は  
できますが、  
当学習塾の教材は  
「関連商品」ではなく  
「推奨品」なので  
教材の解約はできません。



販売員の言うことは  
証拠に残そう

### アドバイス

●学習塾や家庭教師派遣契約は「特定商取引法」で中途解約ができるとされています。

●契約後、1ヶ月以上経過していると、解約料として入会金、受けたサービス分、解約手数料を支払って合意解約することになります。

※中途解約の場合は解約手数料や損害賠償額に上限が設けられています。

# 5

## 資格商法の二次被害

電話の誘いにご注意!

知らない業者から「以前契約していた行政書士の資格講座が終了していない。早急に“継続”か“退会”的手続きが必要」と言われた。「退会したい」と伝えたら「30万円の費用がかかる」と言われたが納得できない！



行政書士の資格講座が  
終了していません。「継  
続」でも「退会」でも  
お金がかかります。



!?

### アドバイス

- 以前の契約は既に終わっています。毅然とした態度で断りましょう。

※電話勧誘販売で契約した場合は、書面（申込書、契約書）を受け取った日から8日以内なら無条件で解約できます。

(⑦参照)

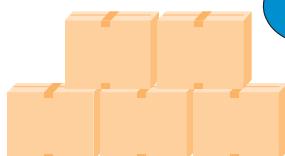
# 6

## マルチ商法

ネットワークビジネスで儲かると言われ

長い間会っていなかった知人から「食事でも…」と誘われ出かけたところ、「ニュースビジネスをやらないか、友達を誘うだけで簡単に収入が得られる」と誘われ、断り切れず、健康食品を35万円で契約した。しかし、私は人に紹介できないのでやめたい。

こんなに  
売れないよ…



### アドバイス

- 「簡単に儲かる」という甘い言葉につられないことです。たとえ親しい友人であっても、疑問に思ったらきっぱり断りましょう。

※契約書面を受け取った日から再販商品受取日のいずれか遅いほうから20日以内に解約通知を出せば、無条件で解約できます。(⑦参照)

※クーリング・オフ期間が過ぎても一定条件のもと解約できます。

訪問販売や電話勧誘で契約してしまったけれど、解約したい。そんなときにはクーリング・オフの手続きをしましょう。クーリング・オフ制度とは、一定期間消費者に契約を考え直す時間を与え、契約を解除することを認めている制度です。

## 「クーリング・オフのポイント」

- ①契約書を受け取った日から、その日を含めて8日以内（内職・モニター商法、マルチ商法は20日以内）に書面で通知します。
- ②書面（はがきなど）は控えを取り、特定記録郵便または簡易書留で発信します。
- ③代金の支払いをクレジットとした場合は、クレジット会社へも通知します。

## 記載例

### 通知書

私は貴社と締結した次の契約を、クーリング・オフにより解除します。

契約年月　平成〇年〇月〇日

商品名　〇〇〇〇〇

契約金額　〇〇,〇〇〇円

私が支払った代金〇〇〇円を返金してください。

私が受け取った商品はお引き取りください。

平成〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇〇代表者様

〇〇県〇〇市〇〇〇〇

(氏名)〇〇〇〇(印)

## クーリング・オフの効果

定められた期間内に解約の通知書を送ると

無条件で申し込みの撤回・契約の解除ができる

既に商品を受け取っている場合の返品費用は

販売業者が負担します

既に支払っている頭金や申込金は

支払った金額は返金されます

損害賠償金や違約金を請求されても

支払う必要はありません

## だまされないための5カ条

- ① 必要がなければはっきり**断る**
- ② うまい話はまず**疑う**
- ③ 訳もなく財産、家族構成を**教えない**
- ④ 書面をよく読まずに署名したり、印鑑を**押さない**
- ⑤ まず、家族や公的機関に**相談する**

こんなタイプは  
ご用心！

### あなたの被害者度チェック

- どんなときでも「だまされた」とは思いたくない。
- だまされるのは自分にも責任があると思う。
- 「まあいいか」とすぐ思ってしまう。
- 断ると相手に悪いと思ってしまう。
- 自分のことをあまり人にしゃべらないし相談もしない。

上記の項目の中で、一つでも当てはまるものがある人は要注意です。

- タダより高いものはない。
- 相手の身なりや態度に惑わされない。立派なビルに事務所があるとか、販売員のマナーがよくても、高級車に乗っていても要注意！
- 安易に家の中に入れない！
- その場で契約しないで、ちょっと冷却時間を置いて！



岐 阜 市	岐阜市消費生活センター ☎ 058-268-1616	山 県 市	総務部生活環境課消費者行政担当係 ☎ 0581-22-6828(内171)
大 垣 市	まちづくり推進課 ☎ 0584-81-4111(内264)	瑞 穂 市	都市整備部商工農政課 ☎ 058-327-2103(内536)
高 山 市	市民部市民活動推進課 ☎ 0577-3-3412	飛 駆 市	総務部総務課行政係 ☎ 0577-7-7461(内346)
	丹生川支所地域振興課 ☎ 0577-7-78-1111(内3112)	本 巢 市	企画部総合企画課市民生活係 ☎ 0581-34-5024
	清見寺支所地域振興課 ☎ 0577-6-8-2211(内3213)	郡 上 市	総務部総務課 ☎ 0575-6-7-1121(内334)
	莊川支所地域振興課 ☎ 0576-9-2-2211(内3322)		大和振興事務所地域市民課 ☎ 0575-8-8-2211(内232)
	一之宮支所地域振興課 ☎ 0577-5-3-2211(内3422)		白鳥振興事務所地域市民課 ☎ 0575-8-2-3111(内110)
	久々野支所地域振興課 ☎ 0577-5-2-3111(内3511)		高鷲振興事務所地域市民課 ☎ 0575-7-2-5111(内112)
	朝日支所地域振興課 ☎ 0577-5-5-3311(内3622)		美並振興事務所総務課 ☎ 0575-7-9-3111(内53)
	高根支所地域振興課 ☎ 0577-5-9-2211(内3712)		明宝振興事務所総務課 ☎ 0575-8-7-2211(内50)
	国府支所地域振興課 ☎ 0577-7-2-3111(内3814)		和良振興事務所総務課 ☎ 0575-7-7-2211(内14)
	上宝支所地域振興課 ☎ 0578-8-6-2111(内3911)	下 呂 市	観光商工部商工課 ☎ 0576-2-4-2222(内154)
多 治 見 市	市民環境部市民文化課市民支援グループ ☎ 0572-7-2-1111(内1155)	海 津 市	産業経済部商工観光課商工振興係 ☎ 0584-6-6-2431
関 市	環境経済部商業課経営商業係 ☎ 0575-2-2-3131(内1203)	岐 南 町	総務課行政係 ☎ 058-247-1331(内212)
中 津 川 市	生活環境部生活安全課 ☎ 0573-6-6-1111(内165)	笠 松 町	企画環境経済部環境課産業振興係 ☎ 058-3-8-8-1114
	山口総合事務所地域福祉課 ☎ 0573-7-5-2126	養 老 町	商工労働課商工係 ☎ 0584-3-2-1100(内339)
	坂下総合事務所生活福祉課 ☎ 0573-7-5-2111	垂 井 町	企画調整課生活安全係 ☎ 0584-2-2-1151(内209)
	川上総合事務所地域福祉課 ☎ 0573-7-4-2111	閑 ケ 原 町	地域振興課 ☎ 0584-4-3-1112
	加子母総合事務所生活福祉課 ☎ 0573-7-9-2111	神 戸 町	建設部産業建設課産業振興係 ☎ 0584-2-7-3111(内232)
	付知総合事務所生活福祉課 ☎ 0573-8-2-2111	輪 之 内 町	住民課環境衛生係 ☎ 0584-6-9-3111(内147)
	福岡総合事務所生活福祉課 ☎ 0513-7-2-2111	安 八 町	民生部住民環境課 ☎ 0584-6-4-3111(内251)
	蛭川総合事務所生活福祉課 ☎ 0573-4-5-2111	揖 斐 川 町	産業建設部商工観光課商工係 ☎ 0585-2-2-2111(内352)
美 濃 市	産業振興部産業課商工業振興係 ☎ 0575-3-3-1122(内262)	大 野 町	産業建設部産業経済課商工観光係 ☎ 0585-3-4-1111(内142)
瑞 浪 市	総務部市民協働課 ☎ 0572-6-8-2111(内342)	池 田 町	建設部産業課産業係 ☎ 0585-4-5-3111(内254)
羽 島 市	経済部商工観光課商工係 ☎ 058-3-92-1-1111(内2613)	北 方 町	総務課庶務商工観光係 ☎ 058-3-23-1-1111(内113)
恵 那 市	経済部商工観光課商工係 ☎ 0573-2-6-2111(内523)	坂 祝 町	企画課 ☎ 0574-2-6-7111(内322)
	岩村振興事務所振興課振興係 ☎ 0573-4-3-2111(内226)	富 加 町	産業建設課農林商工グループ ☎ 0574-5-4-2113
	山岡振興事務所振興課振興係 ☎ 0573-5-6-2111(内109)	川 辺 町	総務企画課 ☎ 0574-5-3-2511(内215)
	明智振興事務所振興課振興係 ☎ 0573-5-4-2111(内112)	七 宗 町	総務課 ☎ 0574-4-48-2600
	串原振興事務所振興課振興係 ☎ 0573-5-2-2111(内23)	八 百 津 町	地域産業課地域振興係 ☎ 0574-4-3-2111
	上矢作振興事務所振興課振興係 ☎ 0573-4-7-2111(内23)	白 川 町	経営管理課行政グループ ☎ 0574-7-2-1311(内213)
美濃 加 茂 市	環境経済部商工観光課商工係 ☎ 0574-2-5-2111(内264)	東 白 川 村	総務課企画財政係 ☎ 0574-7-8-3111(内230)
土 岐 市	秘書広報課広報販賣係 ☎ 0572-5-4-1111(内186)	御 嵩 町	住民環境課ふれあい係 ☎ 0574-6-7-2111(内2103)
各 務 原 市	都市戦略企画推進部市民活動推進課市民相談係 ☎ 058-3-8-3-1111(内3631)	白 川 村	総務課政策担当環境計画係 ☎ 0576-9-6-1311(内126)
可 児 市	環境経済部商工観光課商工振興係 ☎ 0574-6-2-1111(内3421)		

# 困ったときには迷わず相談

## 最寄りの消費生活相談窓口

この冊子の6頁に、各市町村の相談担当部署・電話番号が記載されています。その中から、あなたがお住まいの市町村相談窓口を探して、下の枠に大きな字で記入しておきましょう。

<担当部署>

<電話番号>

<内線>



( )

( )

## 岐阜県の消費生活相談窓口

電話、郵便、来所による相談ができます。販売店の名称・購入日・購入場所・商品名・そのときの状況を明確にお話しください。相談は無料です。秘密は固く守りますのでご安心ください。内容によっては、他の専門機関をご紹介します。

### 岐阜県県民生活相談センター ☎058(277)1003 Fax 058(277)1005

〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-53  
月～金曜日 午前8時半～午後5時15分  
土曜日 午前9時～午後5時(電話のみ)  
(祝日・年末年始・会館休館日を除く)

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ● 西濃振興局振興課      | ☎0584(73)1111 (内線218)                       |
| ● 中濃振興局振興課      | ☎0574(25)3111 (内線212)                       |
| ● 中濃振興局中濃事務所振興課 | ☎0575(33)4011 (内線212)                       |
| ● 東濃振興局振興課      | ☎0572(23)1111 (内線227)                       |
| ● 東濃振興局恵那事務所振興課 | ☎0573(26)1111 (内線444)                       |
| ● 飛騨振興局振興課      | ☎0577(33)1111 (内線235)<br>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) |

曜日によって開設していない日もありますので、来所される場合は、事前に電話をしてからお出かけください。

### 警察安全 相談窓口

### 岐阜県警察安全相談室

不審に感じたときには、最寄りの警察署または警察安全相談室へ

☎058(272)9110

### 土曜日開設の相談窓口

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

〈大阪〉☎06(4790)8110 受付時間／午前10時～午後4時

### 日曜日開設の相談窓口

(社)全国消費生活相談員協会

〈大阪〉☎06(6203)7650・7684 受付時間／午前10時～午後4時

(年末年始を除く)